

申請の手引き

建築物の耐震改修の促進に関する法律

～第 17 条 建築物の耐震改修の計画の認定～

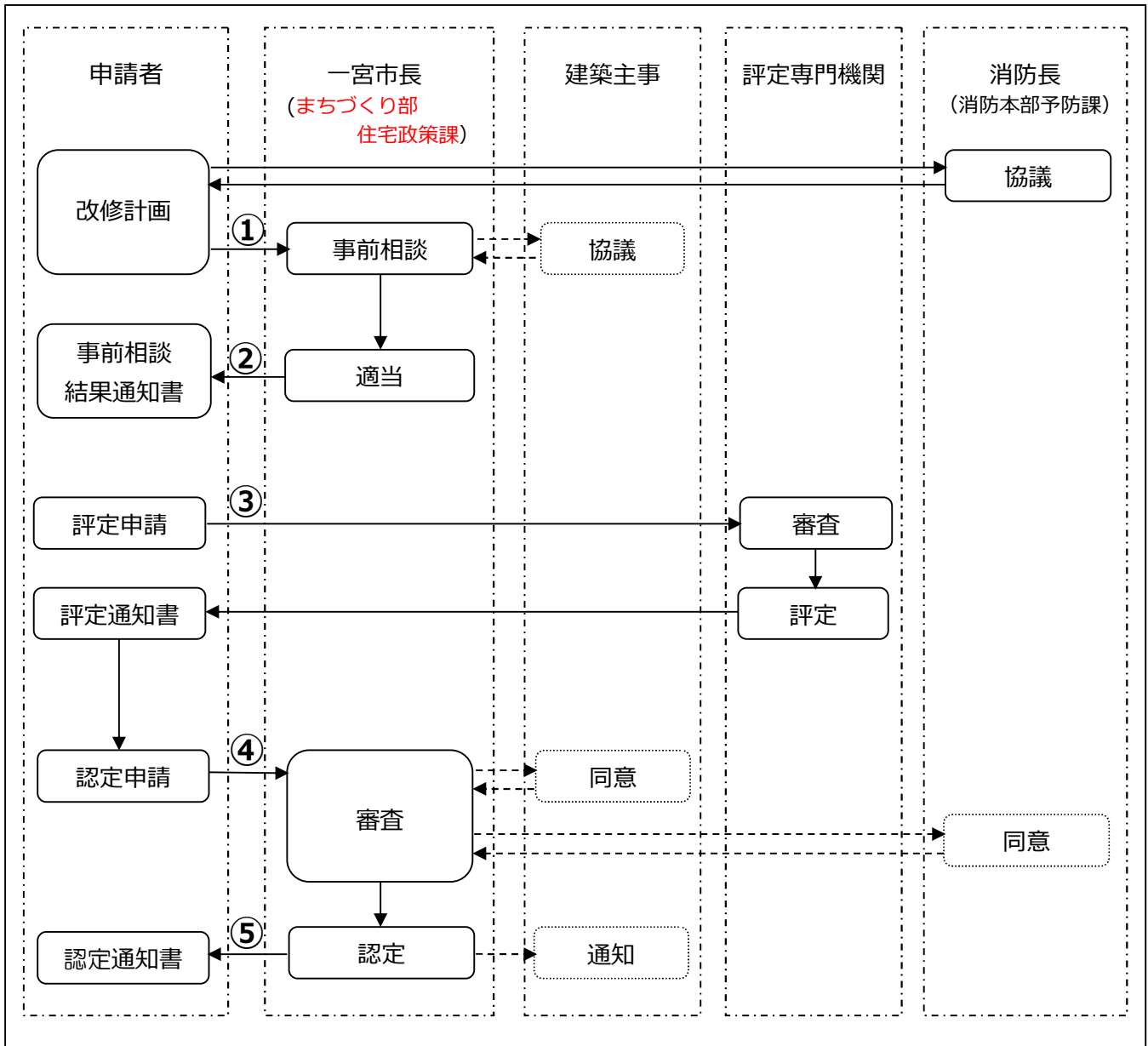
認定までの流れ	2
事前相談提出書類一覧表	4
認定申請提出書類一覧表	6
建築基準法の特例について	8
一宮市耐震改修計画認定に関する要綱	9
一宮市耐震改修計画認定に関する要綱（様式）	11
省令第 28 条に定める様式	17

一宮市まちづくり部住宅政策課

■ 認定までの流れ

建築物の耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、耐震改修計画について認定を申請することができる。当該計画が、耐震関係規定又はこれに準ずる基準に適合している等の要件（耐震改修促進法第 17 条第 3 項各号に掲げる基準）に該当するときは、一宮市長（所管行政庁）が認定を行う。

認定までの流れは下記のとおり。



① 事前相談 (申請者⇒一宮市長)

耐震改修計画認定事前相談書を提出

(添付図書については、事前相談提出書類一覧表 を参照)

構造審査以外で、認定上の支障があるかどうかを審査する。(主には増築等の有無が審査の対象となる。)認定申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合、**建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける既存不適格建築物については、日影図を提出するものとする。**また、上記確認、通知を要する建築物については建築主事に事前相談を行う。その場合、建築基準法施行規則第1条の3による申請書類一式を認定申請時に必要である旨を申請者に伝える。なお、**消防との打ち合わせ議事録を添付するものとする。**

② 事前相談結果通知書の交付 (一宮市長⇒申請者)

改修計画が適当であると認めるときには、事前相談結果通知書に事前相談書の副本を添えて通知をする。

③ 専門機関による評定 (申請者⇔評定専門機関)

耐震改修計画内容について構造審査を行う。

④ 認定申請 (申請者⇒一宮市長)

耐震改修計画の認定申請

(添付図書については、認定申請提出書類一覧表 を参照)

評定通知書の写しを添付する。また、**建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合は、建築主事と消防長の同意を要する。**

⑤ 認定通知書の交付 (一宮市長⇒申請者)

耐震改修計画の認定

法第17条第3項の規定に基づき耐震改修計画が基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をする。また法第17条第10項の規定に基づき、建築確認を必要とする改修工事については、計画の認定をもって確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、その旨を建築主事に通知する。

■ 事前相談提出書類一覧表

※正本・副本各1部、サイズはA4とする（表中⑦～⑮はその限りではない）。

図書の種類		明 示 す べ き 事 項
I	耐震改修計画認定事前相談書（様式第1）	
II	省令第28条に定める図書(①～⑮)	
①	第五号様式	(第二十八条第一項及び第二項関係) 認定申請書表紙 1.建築物及びその敷地に関する事項 2.建築物の耐震改修の事業の内容 3.建築物の耐震改修の事業に関する資金計画 4.建築物の耐震改修の事業の実施時期
②	第六号様式	(第二十八条第二項、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係) 1.木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況
③	第七号様式	(第二十八条第三項関係) 1.認定の申請に係る建築物が建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けていることの証明 2.耐震改修の事業の内容が法第17条第3項第3号に掲げる基準に適合していることの証明
④	第八号様式	(第二十八条第四項関係)
⑤	第九号様式	(第二十八条第五項関係)
⑥	第十号様式	(第二十八条第六項関係)
⑦	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
⑧	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員及び種類
⑨	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置
⑩		工事の計画に係る壁又は柱若しくははり及び火災報知装置の位置
⑪	基礎伏図	縮尺並びに構造上主要な部分の材料の種別及び寸法
⑫	各階床伏図	
⑬	小屋伏図	
⑭	構造詳細図	
⑮		
III	申請建築物の外観写真	
IV	その他	その他、一宮市長が必要であると認めた図書（ 注意事項3 参照 ） ・耐震診断の概要説明 ・消防との打ち合わせ議事録

注 意 事 項

- 1.表中⑩及び⑮については、法第17条第3項第4号(耐火建築物に係る制限の緩和)の基準に適合するものとして、建築物の耐震改修計画の認定を申請する場合にのみ必要とする。
- 2.表中⑩内「火災報知装置」とは、省令第31条第2項に定める、工事の計画に係る壁又は柱若しくははりに係る火災の発生を有効に感知し、かつ、工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に報知することができる装置とする。
- 3.これらの図書のほか、**表中Ⅳの一宮市長が必要であると認めた場合においては、建築基準法第35条の2の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については、同法施行規則第1条第1項の(に)項に掲げる図書(室内仕上げ表)を、建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については、同法施行規則第1条第1項の(へ)項に掲げる図書(日影図)を提出するものとする。また、消防との打ち合わせ議事録を添付するものとする。**
- 4.認定申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合、既存建築物が建築基準法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受けるもので既存不適格の物件は**建築審査会の同意**を得なければならない。

■ 認定申請提出書類一覧表

※正本・副本各1部、サイズはA4とする（表中⑦～⑮はその限りではない）。

図書の種類		明 示 す べ き 事 項
I	省令第28条に定める図書(①～⑮)	
①	第五号様式	(第二十八条第一項及び第二項関係) 認定申請書表紙 1.建築物及びその敷地に関する事項 2.建築物の耐震改修の事業の内容 3.建築物の耐震改修の事業に関する資金計画 4.建築物の耐震改修の事業の実施時期
②	第六号様式	(第二十八条第二項、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係) 1.木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況
③	第七号様式	(第二十八条第三項関係) 1.認定の申請に係る建築物が建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けていることの証明 2.耐震改修の事業の内容が法第17条第3項第3号に掲げる基準に適合していることの証明
④	第八号様式	(第二十八条第四項関係)
⑤	第九号様式	(第二十八条第五項関係)
⑥	第十号様式	(第二十八条第六項関係)
⑦	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
⑧	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員及び種類
⑨	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び床面積、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び開口部の位置
⑩		工事の計画に係る壁又は柱若しくははり及び火災報知装置の位置
⑪	基礎伏図	縮尺並びに構造上主要な部分の材料の種別及び寸法
⑫	各階床伏図	
⑬	小屋伏図	
⑭	構造詳細図	
⑮		工事の計画に係る壁又は柱若しくははりの構造及び材料の種別
II	事前相談結果通知書(様式第2)の写し	
III	評定通知書の写し	
IV	その他	その他、一宮市長が必要であると認めた図書 ・耐震診断の概要説明

表中⑨～⑮については、原則評定申請に提出した図書(評定専門機関の印のあるもの)の写しとする。

■ 建築基準法の特例について

認定を受けた計画に係る建築物については、建築基準法の規定の緩和・特例措置がある。

● 既存不適格建築物の制限の緩和（第 17 条第 3 項第 3 号）

建築基準法第 3 条第 2 項の既存建築物について、耐震性向上のため一定の条件を満たす増築、大規模の修繕又は大規模な模様替をしようとする場合には、建築基準法第 3 条第 3 項の規定に関わらず、工事後も同法第 3 条第 2 項の規定の適用がある。

参照：改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説 64～65 頁

● 耐火建築物に係る制限の緩和（法第 17 条第 3 項第 4 号）

耐震性の向上のために耐火建築物に壁を設けたり、柱の補強を行う結果、耐火建築物に係る規定に適合しないこととなる場合、一定の条件を満たすときは、当該規定は適用されない。

参照：改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説 65～66 頁

● 建築確認の手続きの特例（法第 17 条第 10 項）

建築確認を必要とする改修工事については、計画の認定をもって確認済証の交付があったものとみなされるため、建築基準法の手続きが簡素化される。

一宮市耐震改修促進法に係る認定に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第17条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定（以下「計画認定」という。）、法22条の規定による建築物の地震に対する安全性に適合している旨の認定（以下「基準適合認定」という。）及び第25条の規定による区分所有建築物の耐震改修を行う必要がある旨の認定（以下「要耐震改修認定」という。）に関し、一宮市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年一宮市規則第25号。以下「細則」という。）に定めのあるもののほか、一定の建築物についてこれらの認定の申請に先立って細則第4条第2項、第8条第2項及び第10条第2項に規定する市長が適切であると認めた者（以下「専門機関」という。）の評定を受けることとし、これらに関する手続きを定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱に規定する用語の定義は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号、以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号、以下「省令」という。）に規定する用語の例による。

(事前相談)

第3条 計画認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に耐震改修計画認定事前相談書（様式第1-1）に次に掲げる図書及び書類を添えて、あらかじめ市長に事前相談をするものとする。

(1) 省令第28条に定める図書及び書類（構造計算書を除く。）

(2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

2 基準適合認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に基準適合認定事前相談書（様式第1-2）に次に掲げる図書及び書類を添えて、あらかじめ市長に事前相談をするものとする。

(1) 省令第33条に定める図書及び書類（構造計算書を除く。）

(2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

3 要耐震改修認定を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に要耐震改修認定事前相談書（様式第1-3）に次に掲げる図書及び書類を添えて、あらかじめ市長に事前相談をするものとする。

(1) 省令第37条に定める図書及び書類（構造計算書を除く。）

(2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

4 市長は、前3項の事前相談を終えたときは、事前相談結果通知書（様式第2）により相談者に通知するものとする。

(専門機関による評定)

第4条 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして計画認定を申請しようとする者は、前条第1項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることについて専門機関の評定を受けるものとする。

2 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして省令第33条第2項第1号に掲げる方法により基準適合認定を申請しようとする者は、前条第2項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることについて専門機関の評定を受けるものとする。

3 要耐震改修認定を申請しようとする者は、前条第3項の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該申請に係る建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことについて専

門機関の評定を受けるものとする。

4 前3項の評定の申請にあたっては、前条第4項に定める事前相談結果通知書の写しを添付するものとする。

5 専門機関は、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している団体が「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した耐震判定委員会とする。

(計画の認定申請)

第5条 計画認定の申請は、法、政令、省令及び細則（以下「法令等」という。）に定めのある書類のほか、前条第1項の規定により専門機関の評定を受けた建築物にあつては、事前相談結果通知書の写し並びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面等を含む。）の写しを添えて、その他の建築物にあつては、事前相談結果通知書の写しを添えて、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 基準適合認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、前条第2項の規定により専門機関の評定を受けた建築物にあつては、事前相談の結果通知書の写し並びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面等を含む。）の写しを添えて、その他の建築物にあつては、事前相談結果通知書の写しを添えて、それぞれ市長に提出しなければならない。

3 要耐震改修認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、事前相談結果通知書の写し並びに専門機関の評定書及び判定書（当該評定の申請書に添付した各種図面等を含む。）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(計画変更認定申請)

第6条 法第18条の規定により計画の変更についての認定（以下「計画変更認定」）を申請しようとする者は、申請を行う前に耐震改修計画変更認定事前相談書(様式第3)に当該変更に係る部分について変更前と変更後の内容を明示した第3条第1項第1号に掲げる図書を添え、あらかじめ市長に事前相談をしなければならない。

2 第4条第1項（構造上の補強計画を変更する場合に限る。）、第4項及び前条第1項の規定は、計画変更認定を申請する場合に準用する。この場合において、第4条第1項及び前条第1項中「計画認定」とあるのは「計画変更認定」と、第4条第1項中「前条第1項」とあるのは「第6条第1項」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の事前相談を終えたときは、変更事前相談結果通知書(様式第4)により相談者に通知するものとする。

(取下げ届)

第7条 計画認定又は計画変更認定を申請した者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取下げようとするときは、耐震改修計画認定申請取下げ届(様式第5-1)を市長に提出しなければならない。

2 基準適合認定を申請した者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取下げようとするときは、基準適合認定申請の取下げ届(様式第5-2)を市長に提出しなければならない。

3 要耐震改修認定を申請した者は、市長が当該認定をする前に当該申請を取下げようとするときは、要耐震改修認定申請の取下げ届(様式第5-3)を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第8条 計画認定又は計画変更認定を受けた者が、認定建築物の耐震改修の工事を取りやめるときは、耐震改修工事取りやめ届(様式第6)に計画の認定通知書又は変更認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 5 月 6 日から施行する。
付 則
- 1 この要綱は、平成 18 年 1 月 26 日から施行する。
付 則（平成 25 年 11 月 22 日改正）
- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。
付 則（平成 27 年 3 月 25 日改正）
- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1-1(第3条第1項関係)

耐震改修計画認定事前相談書			
(あて先) 一宮市長		年 月 日	
次のとおり、耐震改修計画の認定について事前相談します。			
認定申請者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称	〒		
相談者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、電話番号、業種	〒 電話 () () [所有者・設計者・施工者・不動産・その他()]		
建築物の名称			
建築物の位置			
建築物の有無	1)有 2)無 3)不明 (年着工)	建築確認年月日 番 号 検 査 済 証	年 月 日 第 号 年 月 日
建築物の用途・規模	用途 () / 階数 地上 階、地下 階、塔屋 階 建築面積 m ² / 延べ面積 m ²		
建築物の構造	1)鉄筋コンクリート造 2)鉄骨造 3)鉄骨鉄筋コンクリート造 4)木造 5)枠組壁工法 6)組積造 7)混構造 () 8)その他 ()		
耐震改修箇所	1)構造躯体：①基礎 ②柱 ③はり ④耐震壁 ⑤その他 () 2)設備・昇降機：①換気・空調 ②給排水 ③電気 ④昇降機 3)外壁等：①屋根葺き材 ②外装材 ③帳壁 ④広告塔 ⑤その他		
※受付欄	※回答欄	※備考	
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		
係員印	係員印		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

様式第1-2(第3条第2項関係)

基準適合認定事前相談書

(あて先)

年 月 日

一 宮 市 長

次のとおり、建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定について事前相談します。

認定申請者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称	〒		
相談者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、電話番号、業種	〒 電話 〈 〉 () [所有者・設計者・施工者・不動産・その他()]		
建築物の名称			
建築物の位置			
建築確認の有無	1)有 2)無 3)不明 (年着工)	建築確認年月日 番 号 検 査 済 証	年 月 日 第 号 年 月 日
建築物の用途・規模	用途 () / 階数 地上 階、地下 階、塔屋 階 建築面積 m ² / 延べ面積 m ²		
建築物の構造	1)鉄筋コンクリート造 2)鉄骨造 3)鉄骨鉄筋コンクリート造 4)木造 5)枠組壁工法 6)組積造 7)混構造 () 8)その他 ()		
耐震改修箇所	年 月 日 概要 () 年 月 日 概要 () 年 月 日 概要 ()		
※受 付 欄	※回 答 欄	※備 考	
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		
係員印	係員印		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

様式第1-3(第3条第3項関係)

事前相談結果通知書

第 耐促事前一宮市 号
年 月 日

(認定申請者 氏 名) 様

一 宮 市 長 印

年 月 日付けで事前相談のあった下記建築物については、認定手続きを進めてください。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の位置
- 3 認定の種類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

耐震改修計画変更認定事前相談書		
(あて先)		年 月 日
一 宮 市 長		
次のとおり、耐震改修計画の変更認定について事前相談します。		
認定申請者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称	〒	
相談者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、電話番号、業種	〒	
	電話< > ()	
	[所有者・設計者・施工者・不動産・その他 ()]	
建 築 物 の 位 置		
耐震改修計画認定番号及び認定年月日	第 号	年 月 日
変 更 内 容		
変 更 の 理 由		
※受 付 欄	※回 答 欄	※備 考
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

変更事前相談結果通知書

第 耐促変事前一宮市 号
年 月 日

(認定申請者 氏 名) 様

一 宮 市 長 印

年 月 日付けで変更事前相談のあった下記建築物の改修計画については、適当と認めますので計画変更の認定手続きを進めてください。

記

1 認定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 建築物の名称

3 建築物の所在地

4 認定の種類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5-1 (第7条第1項関係)

耐震改修計画認定申請取下げ届

年 月 日

(あて先)

一 宮 市 長

住所
申請者 氏名
電話 () -

年 月 日付で申請した下記建築物の耐震改修計画の認定申請につきましては取り下げます。

記

認定申請年月日	年 月 日
建築物の所在地	
取り下げの理由	
※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

様式第5-2 (第7条第2項関係)

基準適合認定申請の取下げ届

年 月 日

(あて先)

一 宮 市 長

住所
申請者 氏名
電話 () -

年 月 日付で申請した下記建築物の地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定申請につきましては取り下げます。

記

認定申請年月日	年 月 日
建築物の所在地	
取り下げの理由	
※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

様式第5-3 (第7条第3項関係)

要耐震改修認定申請の取下げ届

年 月 日

(あて先)

一 宮 市 長

住所
申請者 氏名
電話 () -

年 月 日付けで申請した下記区分所有建築物の耐震改修を行う必要がある旨の認定申請につきましては取り下げます。

記

認 定 申 請 年 月 日	年 月 日
建 築 物 の 所 在 地	
取 り 下 げ の 理 由	
※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

様式第6 (第8条関係)

耐震改修工事取りやめ届

年 月 日

(あて先)

一 宮 市 長

住所
申請者 氏名
電話 () -

下記建築物の耐震改修工事を取りやめたので届け出ます。

記

認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
建築物の所在地	
取りやめの理由	
※受付欄	※備考
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

申請の手引き

建築物の耐震改修の促進に関する法律
～第 17 条 建築物の耐震改修の計画の認定～

編集・発行 令和 3 年 4 月

一宮市まちづくり部住宅政策課 対策グループ

〒491-8501

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 (本庁舎)

Tel 0586-85-7010 (ダイヤルイン)

Fax 0586-73-7809

E-mail jusei@city.ichinomiya.lg.jp

URL <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shisei/kensetsu/1000409/1005798.html>
